

一般社団法人 日本応用数理学会 論文誌編集委員会 規程

平成 29 年 1 月 20 日制定

第 1 条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本応用数理学会（以下「学会」という。）一般規程第 4 条により設置される論文誌編集委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

第 2 条 (事業)

委員会は、学会の事業のうち、次のものを担当する。

(1) 論文誌『日本応用数理学会論文誌』の編集と発行

2 『日本応用数理学会論文誌』は、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月発行の 4 号分の編集を行う。

3 論文誌は科学技術振興機構の運営する科学技術情報発信・流通総合システム J-Stage 上で公開する。

4 論文誌に掲載する論文の種類ならびにその取扱については、別に定める。

第 3 条 (委員)

委員会は、15～20 名程度の学会正会員を委員として構成する。

2 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、常任幹事数名を置く。

3 委員会に幹事会を置き、委員長、副委員長と常任幹事により構成する。

4 委員長および副委員長の任期は原則として 2 年とし、委員の互選により選出する。

5 委員長は論文誌担当の学会理事（以下、担当理事）を介して、学会理事会と密接に連絡を取り、論文誌発行および委員会運営が円滑に進むように努める。担当理事自身を委員に加えることが望ましい。

6 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が代行する。

7 委員の任期は 4 年とし、重任あるいは再任を妨げない。重任の場合の任期は 2 年、再任の場合は 4 年とする。

8 委員は、委員会が推薦し、学会理事会の議を経て、学会長が委嘱する。

9 委員の役割分担は、別に定める。

第 4 条 (開催)

委員会は、原則として年 4 回開催する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長を務める。

3 委員長は、必要と認める場合は、委員以外のものを委員会に出席させることができる。

4 委員長は、新編集委員候補の選出や委員の役割分担案の作成など、必要と認める場合は幹事会を招集することができる。

5 委員長は、必要と認める場合は、委員会を開催する代わりに電子的に審議を行うことができる。

第5条（著作権管理）

掲載された論文の著作権は、学会著作権規定に従い、委員会が適切に管理する。

第6条（事務）

委員会の事務は、副委員長と学会事務局において処理する。

2 委員会の議事や運営に関する資料の保存期間は、2年間とする。

3 論文誌の原稿に関する資料の保存期間は、その原稿の掲載決定または不掲載決定から2年間とする。

第7条（雑則）

この規程の改廃は、委員会の議を経て学会理事会が決定する。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則（平成29年1月20日学会理事会承認）

この規程は、平成29年2月14日から施行する。